

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（情報システム戦略課）

一 趣旨

住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）及び住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（以下、「総務省令」という。）の一部改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務が拡大されたため、条例において内容が重複する部分を削除するもの。

二 内容

住基法及び総務省令に新たに追加された利用事務と内容が重複する部分の削除

（一） 条例別表第二

- ア 死体解剖保存法及び死体解剖保存法施行令に基づく事務の一部
- イ 介護保険法及び介護保険法施行規則に基づく事務
- ウ 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例による奨学金に関する事務等の一部

（二） 条例別表第三

地方自治法に基づく住民監査請求に関する事務

三 施行期日

公布の日